



かがちょう 赤い靴通信 No. 29-8

加賀町警察署
生活安全課
スクールサポーター
平成29年8月

未成年者の飲酒、喫煙防止にご協力を！

未成年者の飲酒は、成長期にある未成年者の身体に悪い影響を及ぼすだけでなく、短期間にアルコール依存症になるほか、急性アルコール中毒により死亡することもあります。

未成年者の喫煙にあっても、ガンなどの病気にかかる確率が高くなるなど身体に悪い影響を及ぼすばかりでなく、脳や身体の活動を低下させ、勉強やスポーツにも悪影響があります。飲酒や喫煙による悪影響は、飲酒や喫煙を始める年齢が早いほど大きくなります。

飲酒や喫煙を繰り返すうちに、悪いことをしている気持ちが弱くなり、非行グループに引き込まれたり、薬物乱用に発展したりします。薬物乱用者の多くが未成年の時に、飲酒や喫煙を経験しています。

未成年者を飲酒や喫煙の害から守るために、皆様のご協力をお願いします。



《保護者の皆さんへ》

保護者の皆さんは、子供の飲酒、喫煙を防止する義務があります。日頃から未成年者の飲酒、喫煙の害について子供さんと話し合い、子供の飲酒、喫煙を防止しましょう。

子供さんの飲酒、喫煙を制止しなかった時は、1000円以上1万円以下の料金が科される場合があります。

煙草や酒の買い物は子供さんに頼まないようにしましょう。

《地域の皆様へ》

飲酒や喫煙をしている子供を見かけた場合には、飲酒や喫煙の害について教え、飲酒、喫煙をしないように指導してください。

《事業者の皆様へ》

20歳未満の未成年者に煙草または酒類を販売または提供すると、50万円以下の罰金が科される場合があります。

風俗営業の店で、20歳未満の未成年者に酒類または煙草を販売または提供すると1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、またはこの両方が科せられる場合があります。

酒類または煙草を販売または提供する場合において、未成年者と思われる者に対しては、運転免許証などにより年齢確認の徹底をお願いします。



少年補導員さん達はコンビニエンスストア等に赴き、未成年者の飲酒、喫煙防止活動への協力を依頼しています。



各種相談、照会、ご意見ご要望は、加賀町警察署 045(641)0110
緊急性のある事件事故は、110番通報 をご利用下さい。